

生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する意見書

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることは極めて重要である。

これまで国は、生活保護世帯の子どもの大学等進学率が全世帯の子どもよりも著しく低いことを踏まえ、平成30年に生活保護法を改正し、大学等に進学した場合に新生活立ち上げの費用として一時金を支給する進学準備給付金制度を創設したほか、平成30年度から、進学後も引き続き出身世帯から通学する場合に住宅扶助費を減額しない措置を講じた。また、令和2年度からは、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度を実施するなど、経済的な理由によって進学を断念することがないよう環境整備を進めてきた。

こうした取組により、令和3年度の生活保護世帯を含む住民税非課税世帯の大学等進学率は、平成30年度から14ポイント程度上昇しており、低所得世帯に対する進学支援として一定の成果が見られる。

しかしながら、生活保護世帯に限って言えば、令和3年度の大学等進学率は、平成30年度から僅か3.9ポイント程度しか上昇しておらず、全世帯と比較すると約半分にとどまっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護世帯の子どもの大学等進学率が低い要因を適切に把握し、従来の制度の見直しを検討するとともに、進学率向上に資する総合的な支援策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）